

働く人の「こころの健康」、守れていますか？

◇職場のストレスによるうつ病などの心の病が原因で、
休職したり、退職したりする労働者が増えています。

精神障害による労災申請件数は過去10年で2倍以上増加！

◇使用者は、労働者の生命・身体等の安全を確保し、**安心して働くことができるよう配慮しなくてはなりません。**

心身の健康もこの**安全配慮義務**の対象です。この義務を怠り労働者に損害を生じさせたときは、使用者に賠償責任が発生することも！

◇**社会保険労務士などメンタルヘルスのプロを派遣します！
この機会に、ぜひご利用を！**

メンタルヘルス対策に取り組み、生産性の上がる職場に改善していきましょう！

そこで 愛知県のメンタルヘルス対策企業等講師・相談員派遣制度の御活用を！

メンタルヘルス対策に精通した講師等を無料で派遣し、企業の実践を支援します。メンタル不調者はどの職場でも増えています。昨年度も講師等派遣は好評でした。もちろん予防でもOKです。お気軽にお問合せください。

- 1 派遣対象企業等 ◇常時雇用する労働者の数が300人以下の事業所
◇構成員の過半数が中小企業規模事業所（労働者300人以下）である団体
- 2 主なアドバイス内容 ・心の健康づくり計画の策定 ・労働者に対する教育研修会の提供等
・労働者の相談に応ずる体制の整備 ・休業者の職場復帰の支援等
※ 労働者個人からの相談（医療的なもの等）には対応できません。

<申込方法>

申込書（裏面、様式1）を下記までFAXまたは、郵送して下さい。

<申込及び問合せ先>

愛知県東三河総局 産業労働課

〒440-8515 豊橋市八町通5-4

電話 (0532) 54-2582 (ダイヤルイン)

FAX (0532) 54-7239

派遣費用
無料です

職場のメンタルヘルス対策企業等
講師・相談員派遣申込書

令和 年 月 日

愛知県東三河総局長 殿

(申請者)

このことについて、次のとおり申込みます。

事業所 ・ 団体名			
区 分	講師派遣 ・ 相談員派遣		
所在地	〒		
電 話	() —		
F A X	() —		
E - M a i l			
事業所の常用雇用 する労働者の数 (企業全体の常用労働者数)	人 (人)	団体の構成員数 (うち県内の 300 人 以下企業数)	()
参加予定人数	人	業 種	
会 場 予 定			
内 容			
派 遣 希 望 日 時	第 1 希望	令和 年 月 日・ 時 分から	時 分まで
	第 2 希望	令和 年 月 日・ 時 分から	時 分まで
	第 3 希望	令和 年 月 日・ 時 分から	時 分まで

※この申込書は、「職場のメンタルヘルス対策企業等講師・相談員派遣事業」のみに使用し、他には利用しません。